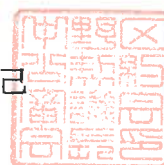


令和6年12月20日

中野区長 酒井 直人 様

中野区公契約審議会会長 武藤 博己



令和7年度労働報酬下限額について（答申）

令和7年度に条例の対象となる公契約に適用する労働報酬下限額について、令和6年8月19日付6中総契第807号により、区長より本審議会に対して諮問を受けました。

諮問に対する審議結果がまとまりましたので、下記のとおり答申します。

記

1 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

(1) 熟練労働者・一人親方

令和7年度の東京都における公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない「タイル工」、「屋根ふき工」、「建築ブロック工」の3職種については、以下のとおり、類似する業務の職種における単価を準用するのが妥当である。

職種	準用する職種
タイル工	内装工
屋根ふき工	板金工
建築ブロック工	石工

なお、当該3職種の公共工事設計労務単価が示された場合は、示された単価を基に算出するのが妥当である。

(2) 熟練労働者・一人親方以外の労働者（労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）

令和7年度の東京都における公共工事設計労務単価における職種「軽作業員」の単価に70%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

2 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約に係る労働報酬下限額

中野区会計年度任用職員の報酬及び現在の労働報酬下限額を基本に、令和6年度及び令和7年度春闘の賃上げ要求水準を勘案して得た額が妥当である。

（1時間当たり1,380円）

3 指定管理協定に係る労働報酬下限額

「2 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約に係る労働報酬下限額」と同額にするのが妥当である。ただし、中野区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額に、「東京都の最低賃金額に対する、指定管理協定の労働報酬下限額として定めた額の増加率」を乗じて得た額とするのが妥当である。

4 次年度の公契約審議会に向けた委員からの意見

- (1) 引き続き、公契約条例が適正に履行されるよう、施策を確実に履行されたい。また実効性を担保するための現場訪問やアンケート調査の検討が必要と考える。
- (2) 労働報酬下限額については、引き続き公契約労働の対価にふさわしい設定としていくとともに、労働力不足の状況下において下限額の引き上げが労働時間の減少につながることはないよう適切なアナウンスを検討すべきである。
- (3) 未熟練工の労働報酬下限額について、若手入職者を増やしていくためにも、就業実態に即した金額設定としていくよう検討されたい。

中野区公契約審議会委員

会 長 武 藤 博 己

会長職務代理者 阿世賀 和子

委 員 西 村 剛 敏

委 員 大 村 清 保

委 員 菊 池 亮

委 員 田 村 忠 久